質問書に対する国からの主な回答の概要

質問事項の概要		回答内容の概要
1	在日米軍再編の今後の手続き等について	・平成18年3月の最終的な再編案の取りまとめに向け、日米協議を加速していく・途中経過等は、適宜、地元自治体に説明し、国民の皆様の理解と協力の下で再編案が実現するよう、誠心誠意、最大限の努力を行う
2	鹿屋基地が移転先として検討されている理由 について	・鹿屋基地は、南九州に所在する海上自衛隊基地として、米海兵隊へリコプターが所在する沖縄に近い ・空中給油機を運用可能な基地面積を有している ・現段階で、鹿屋基地以外は検討していない
3	・空中給油機を受け入れるために整備する施設等について・これらの施設を活用する米軍の航空機について	・格納庫、駐機場などの整備が考えられるが、具体的には今後の日米協議で検討する ・滑走路の長さは、十分である ・横田基地の輸送機、三沢基地の哨戒機が飛来することが考えられる ・その他、訓練での一時的な活用も考えられる
4	具体的な移転の時期について	・今後、日米間で具体的に検討する ・普天間代替施設建設の見通しが立った後に空中給油機の移 駐が行われると考えられる
5	空中給油機の運用について ・空中給油機及び給油を受ける航空機の軍事 行動範囲 ・飛行訓練等の時間帯 ・低空飛行、地上訓練等の有無等	・鹿屋基地における具体的な運用は、今後の日米協議の中で 米側に確認する
6	事件、事故、騒音等が発生した場合の政府の 対応について	事件、事故等については、日米地位協定に基づいて処理される基地周辺住民への安全、騒音については、最大限配慮し、影響が最小限になるよう求める
7	米軍機の飛行時間や範囲等について、鹿屋市と米軍が直接協定を結べるかについて	・米軍の自衛隊施設の使用については、日米地位協定に基づき、日米の政府間で使用条件について合意、使用することとなっている
8	空中給油機の騒音について	 空中給油機のデータはないが、原型輸送機(C-130)の度 屋基地での離陸時の推定値(滑走路端から1.8 km付近)は 下記のとおり ・離陸時のデータ(貨物満載時) 91.2 デシベル (通 常 時) 83.7 デシベル ・参考データ(鹿屋基地P-3 C) 85.4 デシベル
9	米軍人の居住地等について	・居住地及び家族の取り扱い等については、今後の日米協議の中で調整する ・日米地位協定には、米軍人等の行動範囲及び外出時間等を 規制する規定はない
10	住民への説明会の実施について	・市当局からの要望を踏まえ、対応したい
11	「日米地位協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律」では、公共の福祉に及ぼす影響が著しい場合等は、市長の意見を聴くことになっていることについて	・空中給油機の移駐により、鹿屋基地の飛行場施設としての機能が特段変わるものではなく、関係住民の生活に及ぼす影響などが著しいとは考えられないことから、この法律にある市長の意見を聴くことは予定していない・地元の理解を得られるよう、最大限努力する

具体的な回答は得られず

国が「米軍海兵隊普天間基地空中給油機部隊の海上自衛隊鹿屋基地 への移転に関する質問書」に回答



昨年12月27日、福岡防衛施設局の清水局長(正面)から受け取った回答 文書に目をとおす山下市長

げるとともに、地元に対し誠心 縄に近いこと」と、 兵隊ヘリコプター 地面積を有していること」を挙 理解を得られ が所在する沖 「十分な基

とともに、本庁や各総合支所を文をホームページに掲載する

市では、質問・回答の

用として置いております 図書館、学習センター

回答では、空中給油機部隊の手渡しました。 庁の所管に関する項目があるこなければならない項目や他の省が、国から、米側に問い合わせ期限を11月18日としていました の影響などに関する82の項目かれに伴う市民の皆様や鹿屋市へ質問書は、移転案の内容やこ れている理由については、「海移転先として鹿屋基地が検討さ 福岡防衛施設局の清水繁局長が 答はできない旨の となどを理由に、期限内での回 衛施設庁に対して照会していま らなり、 りました。そして、 照会に当たって、 平成17年11月9日に防 申し入れがあ 12 月 27 日 に 回答の

ともに、今回の回答を踏まえた回答の内容を検証、分析すると 交換会議」などで協議・検討い屋市米軍移転問題に関する意見 第2弾の質問書として近日中に 疑問点や新たな項目について ただくこととしています。 辺市町の長などで構成する「鹿 踏まえて、 国に提出する予定です。 られませんでした。 ているなど、具体的な回答は得 また、これらの結果や回答を このようなことから、 各種団体の代表や周 今後

等の地域が最も知りたい質問に期、整備施設の規模、騒音対策の訓練内容や移駐の具体的な時 で確認していくとの内容になっついては、今後の日米協議の中

昨年12月27日に、この質問書に対する回答がありましたので

その概要についてお知らせします。

照会していました。 鹿屋市では、これらを質問書として取りまとめ、防衛施設庁に

市民の皆様にとって多くの不明な点や疑問点があることから 米軍空中給油機部隊の鹿屋基地への移転案については、 地域

【問い合わせ】 市地域政策課 ☎ 0994-31-1154

11 KANOYA CITY PUBLIC RELATIONS